

## 第5章 良好な景観の形成に関するその他施策の方針

### 5-1 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

[景観法第8条第2項第3号]

#### (1) 基本的な考え方

市内には、自然、歴史・文化、暮らし・産業、眺望に係る様々な景観資源があり、なかには、地域の個性を表し、保全・活用が求められるものも多くあります。

そこで本市では、積極的に保全・活用を図るべき建造物や樹木について、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定します。

(景観重要建造物、景観重要樹木の制度概要)

- 景観重要建造物または景観重要樹木は、地域の景観上の核となるような重要な建造物（建築物、工作物）または樹木として、それぞれ景観法第19条、第28条に基づき指定するものです。
- これに指定されると、現状変更に際して市長の許可が必要になり、所有者は適正管理が義務づけられるなど、外観・樹容の保全に係る仕組みを活用できるようになります。

#### (2) 景観重要建造物の指定

道路等の公共空間から容易にみることができ、かつ以下の基準を満たす景観的に優れた建造物については、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定し、積極的に保全・活用します。

なお、景観法第19条第3項の規定により、文化財保護法に基づき、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定された建造物は除くものとします。

- 地域の自然、歴史、文化等の特性が建造物の外観によく現れ、地域の景観を特徴づけている建造物
- 市民に広く認識され、親しまれている建造物
- 多くの人の目に触れやすい場所にあつて、地域の良好な景観の形成に貢献している建造物
- 優れた意匠・デザインを有し、地域の良好な景観の形成に貢献している建造物

図 景観的に優れた建造物の一例



観音堂  
(県指定文化財)



長屋神社本殿附棟札  
(県指定文化財)



八幡神社本殿  
(市指定文化財)

#### (4) 景観重要樹木の指定

道路等の公共空間から容易にみることができ、かつ以下の基準を満たす景観的に優れた樹木については、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定し、積極的に保全・活用します。

なお、景観法第28条第3項の規定により、文化財保護法に基づき、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定された樹木は除くものとします。

- 地域の自然、歴史、文化等の特性が樹木の外観によく現れ、地域の景観を特徴づけている樹木
- 市民に広く認識され、親しまれている樹木
- 多くの人の目に触れやすい場所にあつて、地域の良好な景観の形成に貢献している樹木
- 樹高・樹形が美しく、地域の良好な景観の形成に貢献している樹木

図 景観的に優れた樹木の一例



見延北野神社の大杉  
(市指定文化財)



文殊の芋観桜  
(市指定文化財)



八幡神社の椎  
(市指定文化財)

## 5-2 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第4号イ]

### (1) 基本的な考え方

屋外広告物は、建築物や工作物等とともに、景観に大きな影響を及ぼす要素の一つであるため、その表示等には十分な配慮が求められます。

これに関し、市内の屋外広告物については、県から権限移譲を受け、岐阜県屋外広告物条例に基づき許可事務を行っています。しかし、県条例に違反している屋外広告物や、適切に管理されていないもの等がみられ、このままでは景観が著しく悪化する可能性があります。また、景観計画策定後は、本市全域が許可地域の対象になるなど、規制が強化されます。

そのため、当面は、県条例の趣旨および規定の遵守徹底を目指すものとし、そのなかで、違反広告物等に対しては、是正指導や除去を行い、秩序ある広告景観の形成に努めます。

将来的には、本県市屋外広告物条例を定めるなど、市独自の取り組みを検討していきます。

#### (岐阜県屋外広告物条例の概要)

##### 岐阜県屋外広告物の許可基準（共通基準）

- ①都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること
- ②汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと
- ③広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること
- ④蛍光塗料は、使用しないものであること
- ⑤電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても良好な景観又は風致を損なわないものであること
- ⑥色彩は、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止に充分配慮したものであること
- ⑦容易に腐朽し、又は破損しない構造であること

図 屋外広告物が多く見られる地域の一例



国道 157 号沿道



県道岐阜関ヶ原線沿道

## (2) 将来における市独自の取り組み

本市では、屋外広告物に対する市民の意識の高まりや、許可事務に関する権限委譲後の運用の蓄積等を踏まえ、屋外広告物法に基づく特例制度を活用した、市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

特に、屋外広告物が多くみられる地域や、景観上重要な場所について、許可基準の見直し等による規制誘導の強化を検討します。

### (屋外広告物法に基づく特例制度の概要)

- 屋外広告物法第28条で、屋外広告物条例に関する特例が規定されています。
- 通常、屋外広告物の規制誘導に関する条例は、都道府県や政令市・中核市が定めることになっていますが、この特例によって、中核市未満の市町村(景観行政団体に限る)も条例を定めることができます。
- つまり、地域の実情に応じて、許可基準等を定め、きめ細やかに屋外広告物の規制誘導を行うことが可能となります。

### (岐阜県屋外広告物条例に基づく、禁止地域・許可地域の概要)

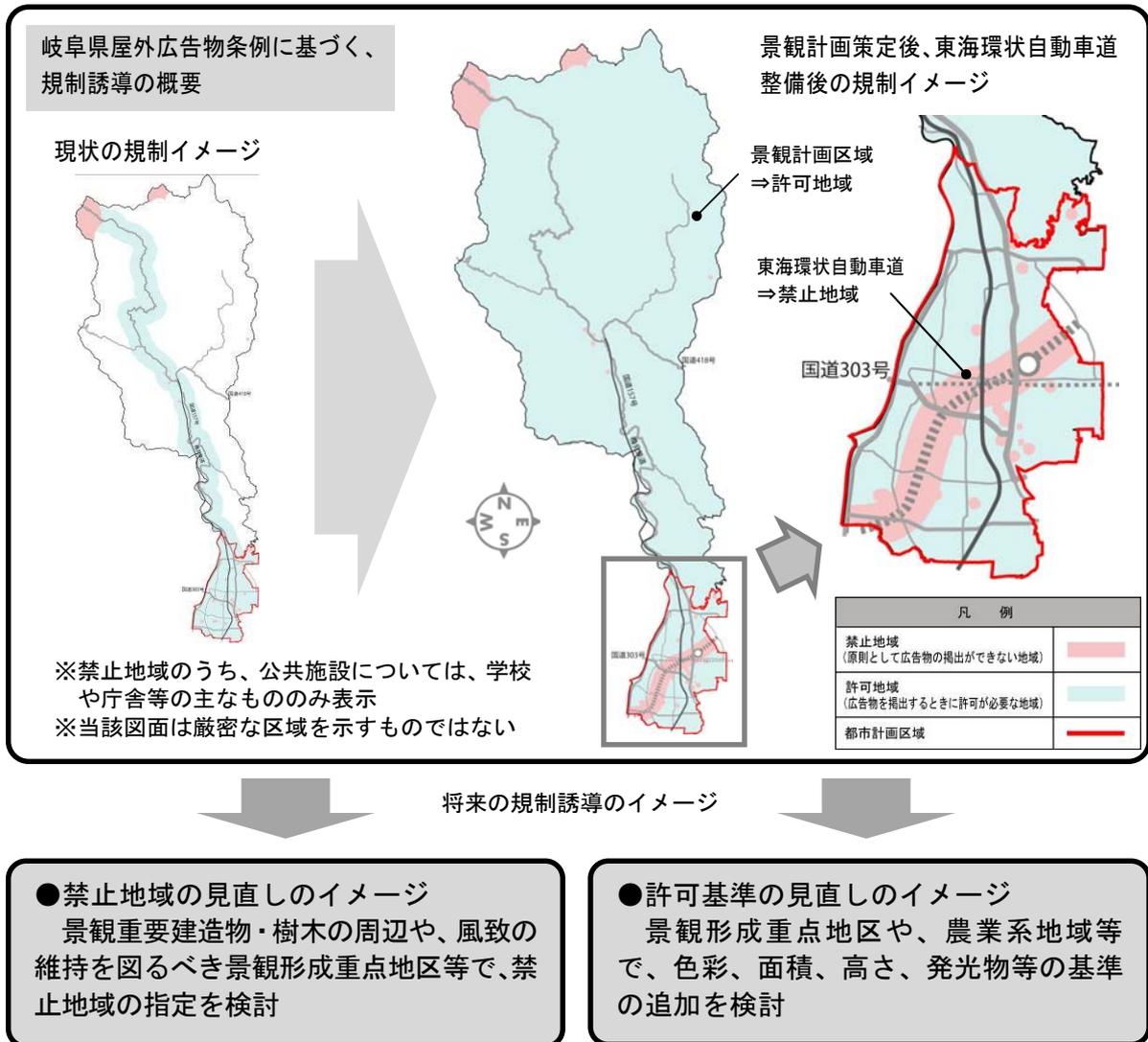
#### ●禁止地域

- 現状
- ①文化財保護法により指定された次の区域
    - ・重要有形民俗文化財(真桑の人形舞台)
    - ・史跡名勝天然記念物(根尾谷断層、根尾谷の菊花石、根尾谷淡墨桜)
  - ②岐阜県自然環境保全条例により指定された次の区域
    - ・自然環境保全地域(能郷白山、岩の子)
  - ③都市公園法に規定する都市公園の区域
    - ・敷波公園、田鶴公園
  - ④官公署、学校、図書館等の公共施設
- 東海環状自動車道整備後
- ⑤自動車専用道路
    - ・東海環状自動車道(市内全区間の路線の両側500m未満の区域)

#### ●許可地域

- 現状
- ①道路、鉄道等で知事が指定する区間・区域
    - ・国道157号(県道北方多度線との交点から福井県境までの区間で両側1,000m以内)
    - ・国道303号(県道北方多度線との交点から滋賀県境までの区間で両側1,000m以内)
    - ・県道岐阜関ヶ原線(本巢市内の区間で両側1,000m以内)
    - ・樽見鉄道(神海駅以南の区間で両側1,000m以内)
  - ②都市計画法の規定により指定された都市計画区域
- 景観計画策定後
- ③景観法の規定により指定された景観計画区域
    - ・本巢市全域

図 地域の実情に応じた屋外広告物の規制誘導のイメージ



凡 例	
禁止地域 (原則として広告物の掲出ができない地域)	
許可地域 (広告物を掲出するときに許可が必要な地域)	
都市計画区域	

## 5-3 景観重要公共施設に関する方針

[景観法第8条第2項第4号ロ]

### (1) 基本的な考え方

道路、河川、公園等の公共施設は、景観を構成する重要な要素のひとつです。

そこで、市内の公共施設については、地域の景観に配慮した整備や管理を行うとともに、景観上、特に重要な公共施設については、国や県等との関係機関と協議の上、「景観重要公共施設」として選定し、景観重要公共施設の制度の活用を図ります。

#### (景観重要公共施設の制度概要)

- 景観重要公共施設とは、良好な景観を形成するうえで重要な公共施設(道路、河川、公園等)として、景観計画のなかに位置づけるものです。
- 景観重要公共施設に位置づけられた公共施設については、景観法第47条等により、景観計画に即した整備や占用を施設管理者に義務づけるなど、地域の景観と調和し、良好な景観の形成を牽引するための仕組みを活用できるようになります。

### (2) 地域の景観に配慮した整備や管理

市内の公共施設のうち、国・県が管理する公共施設については、それぞれの景観形成指針に基づく整備や管理を促進します。

また、市が管理する公共施設については、国や県による景観形成指針に準拠しながら、適切な整備や管理を行います。

さらに、管理者の異なる公共施設や種別の異なる公共施設において、一体的・一元的に良好な景観の形成を図るため、必要に応じ、管理者間の横断的な協議体制を整備するとともに、本市の実情に応じた管理者共通の景観形成指針の作成を検討します。

#### (国や県による公共施設の景観形成指針)

- 「道路デザイン指針(案)」 国土交通省 平成17年3月策定
- 「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」 国土交通省 平成19年2月策定
- 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」 国土交通省 平成16年3月策定
- 「河川景観の形成と保全の考え方」 国土交通省 平成18年10月策定
- 「岐阜県公共事業景観形成指針」 岐阜県 平成18年3月策定
- 「岐阜県公共事業景観形成指針の手引き」 岐阜県 平成18年3月策定

など

### (3) 景観重要公共施設の整備等

本市では、良好な景観形成を牽引するための制度を活用し、地域の景観に配慮した公共施設の整備等を実現するため、景観法に基づく景観重要公共施設の選定を行います。

#### ① 景観重要公共施設の候補

道路、河川、公園のうち、以下の基準を満たすものを景観重要公共施設の候補とします。

- まちの骨格を成す道路・河川など、都市構造をつくる重要な要素としての公共施設
- 山並み・田園風景・市街地等への良好な視点場となっている公共施設
- 景観形成重点地区内にある主要な公共施設
- 景観資源へのアプローチ道路など、景観資源を引き立てるために重要な公共施設
- 市民に広く認識され、親しまれている公共施設

図 景観重要公共施設の候補

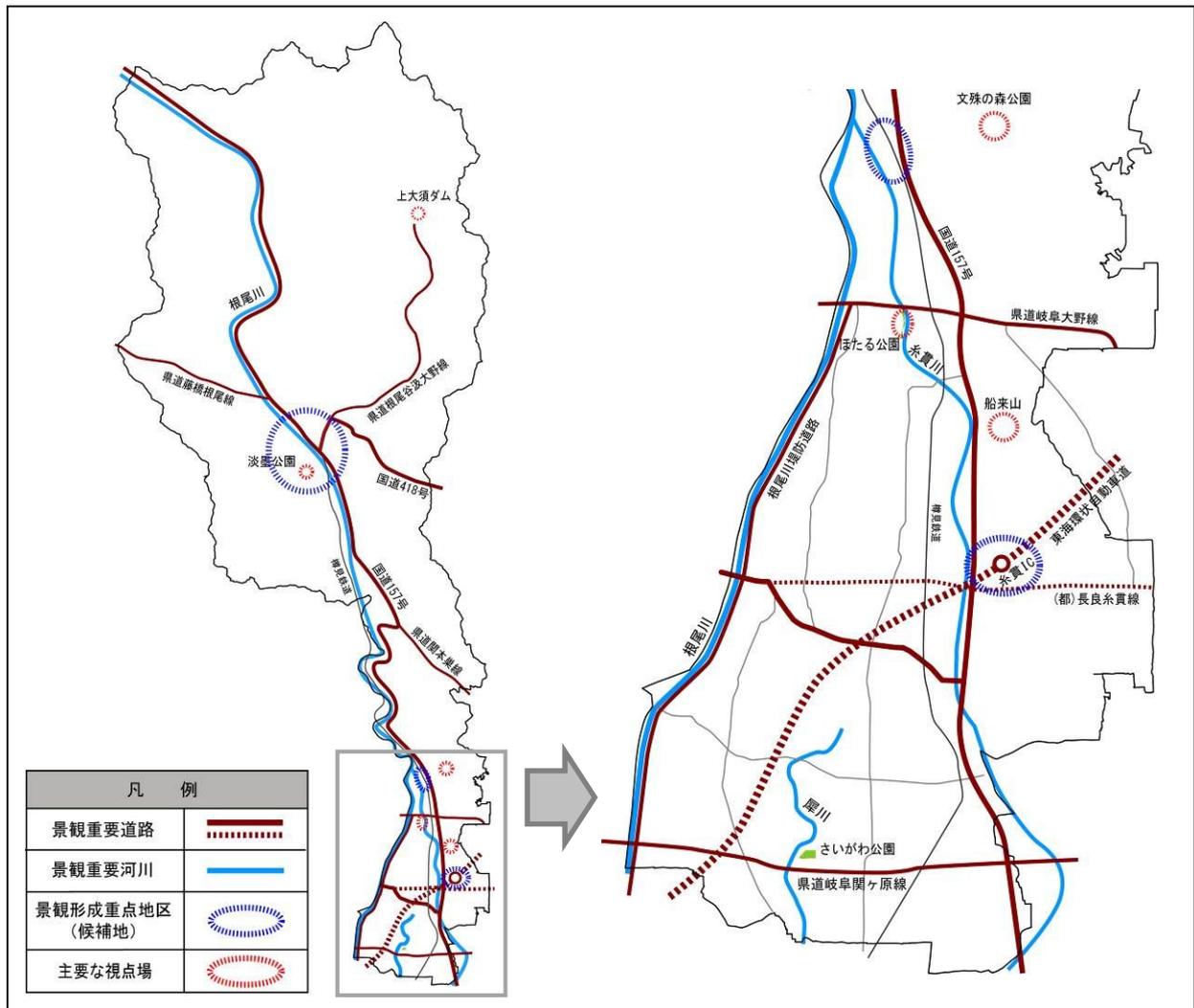


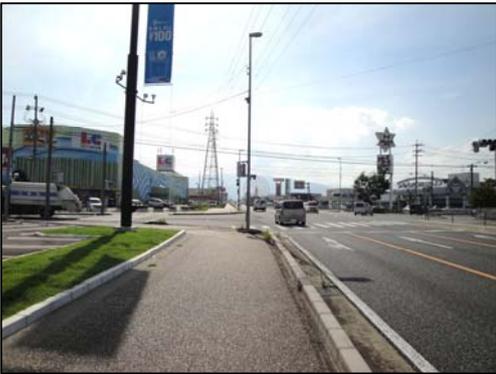
図 景観上重要な公共施設の一例



国道 157 号



県道岐阜大野線



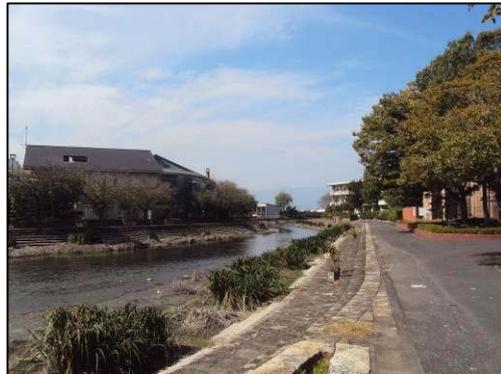
県道岐阜関ヶ原線



糸貫川（ほたる公園）



糸貫川（親水空間）



犀川（親水空間）

## ②選定の進め方

景観重要公共施設の選定については、前述の候補を基本としながら、施設管理者と協議し、同意を得たものから順次行います。特に、「今後整備が予定されている公共施設」や「景観形成重点地区に含まれる公共施設」について、優先的に検討します。

景観重要公共施設に選定する場合は、公共施設の景観形成指針や本計画の景観形成基準等を踏まえながら、施設毎に、「整備基準」や、必要に応じて「工作物等（電柱、広告塔、バス停留所等）の占用許可基準」を具体的に定め、本計画に位置づけます。

### ③考えられる整備等の方針

景観重要公共施設の区分	整備等の方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観や自然環境にも配慮した街路樹等による沿道緑化</li> <li>●連続性・統一性のある景観の創出</li> <li>●緑化等による法面・擁壁の修景</li> <li>●道路付属物の周辺景観との調和(色彩等)</li> <li>●地域特性に配慮した舗装の美装化</li> <li>●無電柱化や、電柱における景観的配慮</li> <li>●眺望を楽しむ視点場の整備</li> </ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境に近い河川景観の創出</li> <li>●川を眺め、川に親しむ場の整備</li> <li>●工作物の周辺景観との調和(色彩等)</li> <li>●眺望を楽しむ視点場の整備</li> </ul>
既に整備が完了している施設や、当面、整備の見込みがない施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観阻害要素の除去・発生防止(色彩の変更、速やかな補修等)</li> <li>●視点場における樹木等の維持管理</li> </ul>